

徳島県告示第七百二十六号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 ニ・(三・メトキシフェニル)・ニ・「(プロパン・ニ・イル)アミノ」シクロヘキサン・一・オン(通称 MXipr、Methoxisopropamine)及びその塩類
- 2 化学名 N・メチル・一・(五・メチルチオフェン・ニ・イル)プロパン・ニ・アミン(通称 五・MMPA、Mephedrene)及びその塩類
- 3 化学名 ニ・「ニ・(四・エトキシベンジル)・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル」・N、N・ジエチルエタン・一・アミン(通称 Etazene、Etodesnitazene)及びその塩類
- 4 化学名 N・(一・アミノ・三、三・ジメチル・一・オキソブタン・ニ・イル)・一・ヘキシル・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド(通称 ADB・HEXINACA、ADB・HINACA)及びその塩類
- 5 化学名 N・(一・アミノ・一・オキソ・三・フェニルプロパン・ニ・イル)・一・ブチル・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド(通称 APP・BINACA、APP・BUTINACA)及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和四年十二月二十六日